

建築基準法第12条第3項に基づく

令和2年度 国土交通大臣登録

# 「防火設備検査員講習」(学科講習)

主催



一般財団法人 日本建築防災協会

建築基準法第12条第3項により、国または特定行政庁が指定した建築物の感知器連動で動く防火扉・防火シャッター等の防火設備は、所有者等が定期に一級・二級建築士または防火設備検査員に検査させてその結果を特定行政庁に報告することが義務付けられています。

本講習は、学科講習のご案内です。学科講習の2日目に行われる修了審査に合格した者に実技講習の案内が送付され、実技講習を受講修了した者に講習修了証明書が交付されます。講習修了証明書の交付日より3ヶ月以内に国土交通省地方整備局長等に申請することにより、防火設備検査員資格者証の交付を受けることができます(この資格者証の交付を受けた者を「防火設備検査員」といいます。防火設備検査員は、建築基準法第12条第4項に基づく国等の公共建築物の防火設備の定期点検を行うことができます。)。なお、会場の定員に余裕のある場合、受講資格を満たしていない方を特別聴講として受け付けます。ただし、この場合「講習修了証明書」は交付されませんのでご注意ください。

## ■受講資格

受講資格者は、次の区分イからヌまでのいずれかに該当する者です(平成28年国土交通省告示第700号第3による。)

学 校	課 程	卒業後の実務経験年数 (防火設備に関するもの)
イ. 大学	正規の建築学、機械工学または電気工学に相当する課程	2年以上
ロ. 3年制短期大学 (夜間を除く)	正規の建築学に相当する課程の例： 建築科、建築学科、建築工学科、建設科、建設学科 など	3年以上
ハ. 2年制短期大学 又は高等専門学校	正規の機械工学に相当する課程の例： 機械科、機械学科、機械工学科、機械システム工学科 など	4年以上
ニ. 高等学校又は 中等教育学校	正規の電気工学に相当する課程の例： 電気科、電気学科、電気工学科、電気技術科 など	7年以上
ホ. 11年以上の実務経験(防火設備に関するもの)を有する者		
ヘ. 建築行政に関して2年以上の実務経験(防火設備に関するもの)を有する者		
ト. 消防吏員として5年以上の実務経験(火災予防業務に関するもの)を有する者		
チ. 感知器に関して消防設備点検資格者として5年以上の実務経験を有する者		
リ. 感知器に関して甲種消防設備士又は乙種消防設備士として5年以上の実務経験を有する者		
ヌ. 上記と同等以上の知識及び実務経験を有する者 ※専修学校、職業能力開発大学校等の相当する課程を修了し、一定の実務経験(防火設備に関するもの)を有する者		

注：受講資格(上記以外の課程・実務経験内容等)の不明点は、本協会ホームページをご確認ください。

## ■開催期日・開催地・募集人数(学科講習) ※同一受講者による複数受講は認められません。

開催回	開催期日(2日間)	開催地	募集人数
第1回	令和2年 9月10日(木)～11日(金)	東京、大阪	計700名
第2回	令和2年 9月29日(火)～30日(水)	東京、名古屋、福岡	計780名

■受講料(学科講習) 33,000円(税込) 注：実技講習は学科講習の修了審査合格者への案内となります。

■申込受付期間 4月8日(水)～5月22日(金)(消印有効)

【講習案内】

## ■受講申込方法

日本建築防災協会ホームページ(<http://www.kenchiku-bosai.or.jp>)をご覧ください。

日本建築防災協会トップページ ⇒ 講習・検定申し込み ⇒ 防火設備検査員講習



■特別聴講 受講料：22,000円(税込) 申込受付期間：5月25日(月)～6月25日(木)(メールにて受付)

※受講資格がない方も特別聴講として受け付けます。詳しくはホームページをご覧ください。

主催 一般財団法人 日本建築防災協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル3階  
TEL (03) 5512-6451 FAX (03) 5512-6455